一四五四―保安林の指定をする件　二八　五
一四七六　生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件　二九　七
一四七八　災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件　二九　七
一四七九　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定める期間を定める件　二九　一三
一四八〇　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十一条の七の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具の制限を定める件　二九　一三
○経済産業省
一一〇　中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針　五　三四
一一一　工業標準化法第三十四条の規定に基づき認証の業務を廃止する届出があった件　一五　四
一一二　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　一五　五
一一三　遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件　一五　二九

一一四　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　二五　五
一一五　中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件　二五　五
一一六　中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件　二五　一
一一七　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　二六　七
一一八　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　二六　七
一一九　回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示　二六　七
一二〇　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　二七　七
一二一　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二八　八
一二二　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件　二八　八
一二三　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件　二八　八
一二四　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　二八　八

一二五　電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件　二九　七
一二六　中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件　二九　八
一二七　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアンドラ公国の紋章を指定した件　二九　一三
一二八　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の紋章及び記章を指定した件　二九　一四
一二九　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたニジェール共和国の紋章を指定した件　二九　一五
一三〇　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州分子生物学研究所の標章を指定した件　二九　一六
一三一　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州地域委員会の標章を指定した件　二九　一七
一三二　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州海上安全庁の標章を指定した件　二九　一七

○経済産業省、国土交通省、環境省
五七―特定特殊自動車の型式の届出があった件　六　六
六六　届出事業者の住所を変更した件　六　八
六七―少数生産車の型式を承認した件　六　八
七〇　少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件　八　九
七一　承認事業者の住所を変更した件　九　九
七二　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物を廃止する件　九　一〇
七三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項の規定に基づく事業登録機関の登録に関する件　一八　一三〇
七四　登録調査機関が行う調査業務の一部廃止を許可した件　二五　八
○特許庁
四　登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件　二八　八
○国土交通省
五　航空法施行規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由によ　一四　五
七〇二　航空法施行規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由によ　二九　八